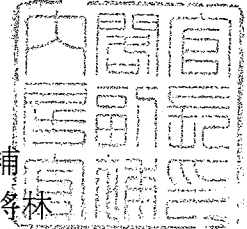


閣副事態第327号
平成27年11月4日

行政文書不開示決定通知書

特定非営利活動法人 情報公開市民センター
理事長 新海 聡 様

内閣官房副長官補
高見澤 將林



平成27年10月5日付け（同年同月7日受付）で請求のありました行政文書の開示について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり、開示しないことと決定しましたので通知します。

記

1 開示請求書における「請求する行政文書の名称等」欄の記載

特定秘密指定整理番号「02e-201412-001-2 ▢ b-001」平成26年12月26日に指定した「■について平成25年5月及び平成26年2月に作成された我が国の政府が講じる措置又はその方針」

2 不開示とした理由

上記の文書は、全体に渡り、危機管理に関する情報が記載されており、公にすると、危機管理体制に重大な影響を及ぼすこととなり、国の安全が害されるおそれや、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ、及び当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれもあることから、法第5条第3号、4号及び6号に定める不開示情報に該当するため不開示とした。

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、内閣総理大臣に対して審査請求をすることができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所等に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6

か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

※ 担当課等

〒100-0014 東京都千代田区永田町2-4-12 (内閣府別館)

内閣官房副長官補 (事態対処・危機管理担当) 付

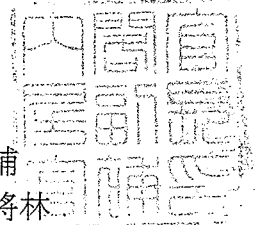
TEL : 03-5253-2111 (内線) 82693

閣副事態第328号
平成27年11月4日

行政文書不開示決定通知書

特定非営利活動法人 情報公開市民センター
理事長 新海 聡 様

内閣官房副長官補
高見澤 將林



平成27年10月5日付け（同年同月7日受付）で請求のありました行政文書の開示について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり、開示しないことと決定しましたので通知します。

記

1 開示請求書における「請求する行政文書の名称等」欄の記載

特定秘密指定整理番号「02e-201412-002-2 ▽ b-002」平成26年12月26日に指定した「■について平成25年8月に作成された我が国の政府が講じる措置又はその方針」

2 不開示とした理由

上記の文書は、全体に渡り、危機管理に関する情報が記載されており、公にすると、危機管理体制に重大な影響を及ぼすこととなり、国の安全が害されるおそれや、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ、及び当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれもあることから、法第5条第3号、4号及び6号に定める不開示情報に該当するため不開示とした。

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、内閣総理大臣に対して審査請求をすることができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所等に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6

か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

※ 担当課等

〒100-0014 東京都千代田区永田町2-4-12 (内閣府別館)

内閣官房副長官補 (事態対処・危機管理担当) 付

TEL : 03-5253-2111 (内線) 82693